

企業ガバナンスについて

平成31年3月7日

経済産業大臣

世耕弘成

経済産業省におけるコーポレート・ガバナンス・システム研究会での取りまとめの方向性

①実務的 対応	上場子会社の ガバナンス の在り方 (独立社外取締 役の役割等)	<p>法的対応には時間がかかるため、まずは実務的な対応として、以下につきガイドラインで示す。</p> <ul style="list-style-type: none">上場子会社の少数株主保護及び独立した意思決定の確保のためには、独立社外取締役の役割が特に重要であること。上場子会社においては、支配株主からの独立が重要となるため、独立社外取締役の独立性判断基準については、少なくとも支配株主出身者（10年以内に支配株主である親会社に所属していた者）は選任しないこと。上場子会社の取締役会の独立社外取締役比率を高めること（1/3以上や過半数）を目指す。（このような対応が直ちには困難であることを想定して）利益相反取引が発生する具体的な局面においては、独立社外取締役（又は独立社外監査役）のみ又は過半数を占める委員会において、少数株主の利益保護の観点から審議・検討することとし、取締役会においてもその審議結果が尊重される仕組みをつくること。
	情報開示	<ul style="list-style-type: none">親会社は、上場子会社として維持することの合理的理由とともに、そのガバナンス体制の実効性について、情報開示を通じて、投資家等に対して説明責任を果たすこと。上場子会社においても、少数株主の利益を確保するためどのようなガバナンス体制を構築しているかについて、投資家等に対して情報開示を行うこと。
②法的対応	<p>これまでの議論を踏まえ、以下につきCGS報告書に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none">将来的には、国際的な資本市場からの信頼を確保するため、上記①の実務的対応を踏まえた、法的対応についても検討を行うべきこと。	